



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

きりん通信No.129

発行:きりん人事労務管理事務所

〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63

SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904-905

TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394

URL : <https://www.sr-kirin.jp/>

e-mail : kirin@sr-kirin.jp

9
2026

2026 年(令和 8 年)9 月号

重要チェック

全国の地域別最低賃金 全都道府県が答申 33 府県で目安超え 全国平均は時給 1,177 円に

厚生労働省は、地方最低賃金審議会が答申した令和 8 年度の地域別最低賃金の改定額を公表しました(令和 8 年 9 月 3 日公表)。7 月 28 日に中央最低賃金審議会が示した「目安」を上回る地方自治体が、33 府県となりました。現在の自民党政権では、2030 年代前半までに最低賃金全国加重平均を 1,500 円にすることとなっております。

労働人口は減少し、1 人当たりの生産性を上げ、1 人当たりの賃金を上げる。よく考えるといい流れなのかもしれないですね! 何事も前向きに考えて、楽しく乗り越えましょう(*^^*)

令和 8 年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
		前年度				前年度	
埼玉	1,196	1,141	令和 8 年 10 月 1 日	東京	1,280	1,226	令和 8 年 10 月 1 日
山形	1,032	1,032	令和 8 年 10 月 30 日	茨城	1,136	1,074	令和 8 年 10 月 18 日
群馬	1,120	1,063	令和 8 年 10 月 3 日	千葉	1,195	1,140	令和 8 年 10 月 3 日
滋賀	1,136	1,080	令和 8 年 10 月 3 日	神奈川	1,279	1,225	令和 8 年 10 月 4 日
大阪	1,231	1,177	令和 8 年 10 月 1 日	京都	1,180	1,122	令和 8 年 11 月 16 日
熊本	1,092	1,034	令和 8 年 12 月 1 日	広島	1,141	1,085	令和 8 年 10 月 11 日
佐賀	1,095	1,030	令和 8 年 11 月 15 日	沖縄	1,086	952	令和 8 年 12 月 2 日

最低賃金の確認 いくら払っても最低賃金の計算に入れられない手当があります

最低賃金は、時給に換算して確認する必要があります。

月給総額 ÷ 年平均所定労働時間

その際、皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入できないので注意が必要です。「住宅手当」については、残業の基礎には入れませんが、最低賃金には含むので間違いやすいポイントになります。

おさらいですが、割増賃金除外賃金は右の 7 つ限定です。

皆勤手当は、最低賃金には入れられず、割増賃金の基礎にいれません。

逆に、**住宅手当**は、最低賃金には算入できますが、割増賃金の基礎からは除外できる手当になります。

最低賃金除外賃金 か・つ・か

1. 皆勤手当 2. 通勤手当 3. 家族

割増賃金除外賃金

か・つ・べ・し・じゅう・り・いち

1. 家族手当 2. 通勤手当 3. 別居手当

4. 子女教育手当 5. 住宅手当 6. 臨時支給賃金

最低賃金は分かるけど・・・適正な賃金って？

最低賃金は、日本政府がどんどん引上げを実践しています。最低賃金は政府が決定していくので従わざるをえない最低ラインですが、適正な賃金の決定方法として、労働分配率や売上高人件費率という指標があります。労働分配率は、付加価値の計算をしますが、売上高人件費率はもっとシンプルです。中小企業庁の公表データを用いてご紹介します。

$$\text{売上高人件費比率 (\%)} = \frac{\text{人件費}^*}{\text{売上高}} \times 100$$

人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費

大企業よりも中小企業の方が高くなる傾向があり、また業種によって適正率は大きく異なります。

【参考「令和 7 年確報 (令和 6 年度決算実績)」2026 年 6 月 29 日公表】

●全産業平均: 16.1% ●建設業: 16.7% ●製造業: 19.3%

●運輸業: 30.0% ●飲食サービス業: 31.7% ●土業等: 34.2%

上記のような調査結果はありますが、企業規模や業種によって 30%~50% 程度となっていることもあります。

きりん事務所では給与設計のコンサルティングを実施しております。お気軽にお声がけ下さい。

重要・ 要チェック

厚労省 カスハラ、求職者等セクハラも盛り込んだ 「ハラスメントの防止に関する規定」の例を公表

厚生労働省から公表された「事業主が講ずべきハラスメント対策パンフレット（令和8年7月更新）」において、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメントに加えて、**令和8年10月から防止措置が義務付けられる「カスタマーハラスメント」、「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」**の内容も盛り込んだ「ハラスメントの防止に関する規定」の例が紹介されています。

規定の整備は、各企業において対応が必要となることですので、確認しておきましょう。

.....労働施策総合推進法の改定 2026年10月1日施行.....

★33条と34条が新たに新設されました。

33条・・・事業主のすべきことをまとめ / 34条・・・国、事業主、労働者の努力義務について

★「事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が告示

.....結局のところ、何をしなくちゃいけないの??.....

(1) カスハラの定義を押さえましょう！

①顧客等の言動である ②社会通念上許容される範囲を超えている ③それにより労働者の就業環境が害される
※以上3点が揃うものを、法律上のカスハラと定義しています。(指針には①、②、③の詳細について具定例を提示)

(2) 事業主の措置義務を押さえましょう！ 全部で5分野10項目です。

①-1 方針の明確化 ①-2 具体的対処内容を周知 ②-1 相談体制の整備・窓口中止 ②-2 相談対応マニュアル作成
③-1 カスハラに係る事後の迅速・適切な対応 ③-2 被害者配慮措置 ③-3 再発防止措置 ④-1 実行性確保措置(悪質対策)
⑤上記4つと共に講ずべき措置 ⑤-1 プライバシー保護の定め ⑤-2 不利益扱い禁止・周知

※ パワハラ防止法施行のときと同様、就業規則に定め、対応マニュアル等を作成しておく必要があります。

※ リーフレット等、Mykomonにてご提供致しますが、対応に不安がある場合はきりん事務所までお問合せ下さい。

同じく10月から求職者等セクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置が義務となりました。こちらは、10月号でご紹介いたします。

トピックス

法改正、その他のお知らせ

詳細はきりん HP をご参照ください <https://sr-kirin.jp/information>

●令和8年上半期の出生数342,068人 11年ぶりに前年比でプラスに(厚労省)

●9月1日：業務改善助成金の受付が開始しました 設備投資に活用できる助成金(最大600万円)です。

※締切りは最低賃金発効日の前日まで！

●令和8年年末調整公表：今年も12月に減税措置があり、年末調整還付額が例年より多くなる見込みです。

●一般社員の退職所得源泉徴収票の提出が義務化：令和8年1月1日以降に支給する退職金について適用です。

●外国人雇用者必見：外国人労働者雇用労務責任者講習を受講し、外国人がより働きやすい環境を整えることで、人材確保等支援助成金80万円の申請ができます。講習はオンラインで無料です。

●令和8年春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果を公表 賃上げ率は4.25%(12,201円)中小企業といえどもある程度の企業規模が対象になります。11月には30人未満、5人未満の規模の統計が公表予定

●働く人のメンタルヘルス 令和8年度版ポスターなどの広報物を無料で送付 ただし、先着30名です。

●社会保険報酬月額算定における、現物給与の価格が改定(10月~)次月号にてご紹介します。

●在留カード等読取アプリケーション スマホのアプリで、在留カードの真偽をご確認下さい。

●療養、育児又は介護により報酬が急減した者を対象とした標準報酬月額の保険者算定の特例 令和9年1月から適用
※報酬が減少した4か月ではなく、翌月から保険料を下げる事が可能になります。(要本人同意)

●日本の平均寿命 男81.35歳、女87.33歳 男女とも前年を上回る ※男性：世界7位、女性：世界1位

◆上手くいかない時、いつも二つの道がある。人のせいにするか、自分が変わるか。◆

言い訳をしている人間には、言い訳をしているという認識はないものです。「ああ、これは言い訳だったんだ」と自ら気付いた者だけが、そこから初めて成長し始めるんだなあと思います。

私が父から貰った一番の宝物は「言い訳をしてはダメだ」という静かな声でした。少しは成長できたでしょうか。今月は、メンバーバンク & 株式会社車輪車のCEOを務める実業家、27億円の借金を背負い、見事に再起を果たし、現在でも多くの企業顧問としてご活躍の、旗禮泰永(はたれい やすなが)氏の名言をご紹介しました。